

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第22号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則（平成18年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
附 則 1～4 略	附 則 1～4 略 <u>（この規則の失効）</u> <u>5 この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u>

附 則

この規則は、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第20号）の施行の日から施行する。